

売買目的物の品質の契約内容への取込みについて： ドイツ売買法の合意説からの展開を手がかりに

田畑，嘉洋

<https://hdl.handle.net/2324/7182250>

出版情報：Kyushu University, 2023, 博士（法学），論文博士
バージョン：
権利関係：



氏名	田畑 嘉洋			
論文名	売買目的物の品質の契約内容への取込みについて —ドイツ売買法の合意説からの展開を手がかりに—			
論文調査委員	主査	九州大学	教授	田中 教雄
	副査	九州大学	教授	七戸 克彦
	副査	九州大学	教授	小池 泰

論文審査の結果の要旨

売主の契約不適合責任の基準となる「契約の内容」(民法 562 条 1 項)が何を意味するのかは必ずしも明確ではない。たとえば明示的に合意されていない事柄も「契約の内容」になるのか、仮に「契約の内容」になるとすれば、それはどのようにして決定されるのか、その際に買主の目的はどの程度考慮されるのか。また「契約の内容」が実現されない場合の追完請求権と「契約の内容」との関係はどうなるのか。さらに債務不履行による損害賠償に関する帰責事由は「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」(同 415 条)判断されるが、「契約の内容」は、その実現に向けて債務者にどの程度の注意義務を負わせるのか、すなわち契約内容が実現されない場合には債務者の注意の程度に関係なく当然に帰責事由ありとなるのかなど、「契約の内容」に関する様々な問題がある。しかし、債権法改正後間もないこともあり(2022 年施行)、十分に議論が尽くされていない。

本論文は、これらの問題のうち、売主の契約不適合責任との関係で「契約の内容」がどのように決定されるのかについて、特に売買の目的物の品質に注目し、ドイツ法を参考にして検討したものである。

第 1 章では、契約内容がどのようにして決定されるのかについて、2017 年の債権法改正の際の法制審議会における議論(第 1 章第 2 節)及び改正前の議論を整理し(同第 3 節)、その基準が未だ十分に明確ではないことを指摘している。

第 2 章では、日本の民法及び民法学に大きな影響を与えてきた、そして、2002 年の債務法改正によって不履行説(契約責任説)が採用されたドイツの議論について、特に改正後の解釈との連続性に注目し、債務法改正前の瑕疵(Mangel)の一類型である欠点(Fehler)概念をめぐる議論を、債務法改正の基礎となった、欠点を合意違反と理解する合意説を中心に詳細に検討している。

第 3 章では、瑕疵をめぐる展開された、性質(2002 年改正後ドイツ民法 434 条 Beschaffenheit)概念が物質的性状に限定されるか、また、通常の性質は合意とどのように関係するかという問題に関する、ドイツの債務法改正後の議論を整理し、合意によって基礎づけられる「等価性」という視点が重要であることを確認している。

第 4 章では、以上の検討により得られた成果を基礎にして、補論という形で、「契約の内容」を基準とする給付義務と追完請求権との関係を取り扱い、「等価性」という視点が売主の義務の限界づけに意味を持つことを明らかにしている。

第 5 章では、検討結果をまとめたうえで(第 1 節)、合意によって基礎づけられる「等価性」に注

目することによって得られる、たとえば品質とは物に関わりのある事情のすべてであること、通常の性質が契約内容に取り込まれることなどの日本民法への示唆と今後の課題が述べられている（第2節）。

2002年のドイツ債務法の改正後の議論を整理し検討したことは、それ自体、重要な成果であるが、さらに改正前の議論との連続性に注目して、改正後の議論を分析している点は、高く評価できる。ドイツ・日本ともに、改正によって、いわゆる売主の瑕疵担保責任をめぐる法定責任説と契約責任説の対立に終止符が打たれ、契約責任説が採用されている。しかし、改正によって問題がなくなったわけではなく、改正前の議論を整理し検討することは、改正後の規定の解釈にとっても有意義な作業である。

分かりにくい表現が散見され、また、章立て等についても工夫の余地があると思われるものの、ドイツにおける議論を、債務法改正前から現在に至るまで、丁寧に追って整理し、新しい知見を提示したうえで、現行の日本民法の解釈について一定の示唆を得ており、本論文によって学位申請者の十分な知識と研究能力が示されている。

なお、この博士論文が取り扱うテーマについては、大きな課題が残っている。2022年に、ドイツ民法の関係規定（434条）がEU指令の国内法化に伴って大幅に改正された。旧規定では、主観的瑕疵概念を前提に客観的要素が考慮されることになっていたが、改正により客観的要件が独立した。この点については、本論文においても言及があり（第3章第4節）、改正後も改正前の理解が維持されているようである。しかし、ドイツでもまだ議論が十分に行われておらず、2002年の債務法改正によっても瑕疵概念について決着がつかなかったことからすれば、今後も長い時間を掛けて議論が蓄積されるものと推測される。残された課題である等価性と追完請求権の限界づけの問題とともに、本論文において示された学位申請者の研究能力からすれば、今後のドイツにおける議論の展開を反映した研究の進展が十分に期待できる。

令和5年11月16日に実施した公聴会における質疑に対する応答も満足すべきものであり、協議の結果、論文調査委員全員の一致により、博士（法学）の学位を授与するに値するものと判断した。